

**最近の判例から**

## ビル用地の交換契約に係る課税と要素の錯誤

(東京地判 平七・一二・二六 判時一五七六一五一) 橋本 行雄

商業ビル用地の買収を目的に行われた交換契約において、税務当局から法人税法五〇条および所得税法五八条の適用が否定され、高額の課税負担が生じたことについて同交換契約の要素の錯誤による無効を認めた事例。(東京地裁平成七年一二月二六日判決 確定 判例時報一五七六号 五一頁)

題が生じないこと、また、Aの住居・店舗はXの費用負担で丙土地上に建築するなどを提案し、交渉を続けた結果、課税問題が生じないことを大前提として、AはXの申し入れを受入れ、昭和六三年一月二十五日付け覚書を締結した。

同覚書では、Xは法人税法五〇条、Aは所得税法五八条の各特例の適用を条件に、本件交換によりX、A各所有土地を譲渡すること

平成五年七月三〇日、所轄税務署長は、Xに対し法人税法五〇条の適用を否定して、他一件の計上もれと併せ、納付税額を一億七、七九五万円とする更正処分並びに重加算税六、八六八万円等の賦課決定処分をした。

一方、平成三年八月二六日にAが死亡し相続により本件乙、丙土地を取得していたYに對しては、平成五年一二月一七日、税務当局から所得税法五八条の適用否定の示唆があり、Yは納付税額三億、六五四一万円の修正申告を行つた。

Xは、本件交換契約は税の特例適用を前提としており、要素の錯誤により無効であると主張し、Yに対し、取得土地乙、丙につき、所有権移転登記の抹消を求め、提訴した。

Yは、課税問題が生じた場合はXにおいて課税相当額を負担する旨の合意があつたと主張した。

業者Xは、昭和六〇年頃から新宿の商業ビル用地の買収を進めており、その買収対象地にA(Yの父) 所有の甲土地建物があつたので、AはXから再三にわたり売却要請をうけたが、譲渡課税の問題や本業に対する影響を危惧し、売却を拒否していた。

しかし、Xが甲土地近隣にXが所有する乙および丙土地と甲土地を交換し税法上の交換の特例を受ければ、交換差金等以外の課税問

結した。なお、本件交換契約書等においてXは、Aに対しXが試算した本件交換に伴う交換差金二億一、九五〇万円とこれに課税される公租公課七、六一〇万円および諸経費一、三三三六万円を支払うこと、またXの試算を超過した場合の公租公課はすべてXが負担することが明記されていた。

## 二 判決の要旨

これに対し、裁判所は、

- (1) 本件交換は、①税法上の交換の特例によりX・A双方に交換差金以外の課税問題が生じないことを大前提として締結されたものであり、②かつ課税問題を生じないで交換が実現できるという動機を相手方に表示しており、③税法上の特例の適用が否定され、多額の課税負担を免れないとすれば、Xは本件交換の申込みをせず、Aもその承諾をしなかつたといえるから、特例の適用は交換契約の要素になっていたものと認めだ。

- (2) YのXにおいて課税相当額負担の合意があつたとの主張に対しては、前記覚書六条一項は、特例適用が否定された場合の課税負担の補償措置を定めたものとは解することができず、交換の正式契約の締結に支障とならない程度の予定外の損害について補償措置を定めたものに過ぎないとして、その主張を斥け、
- (3) 本件交換は、要素の錯誤により無効であるとのXの本訴請求を認容した。

## 三 まとめ

本判決において、Xが商業ビル用地の買収のためAに積極的に働きかけ推進したという経緯は認めているものの、X、A双方とも税の特例が受けられること前提とし、これを表示していたから、本件交換は要素の錯誤により無効であり、覚書六条一項は課税問題発生の際の取決めではないとした。

しかし、課税の特例が適用されない場合の定めがないとすれば、Yが主張するように、Yは契約を締結しなかつたであろうと思われる。加えて本件は、X側の棚卸資産か固定資産かの認定をめぐっての更正処分であるよう推測されるだけに、Yには割り切れない思案であろう。Yの立証が充分であつたのか、考えさせられる事案である。

